

Volume 5

IASB「確定給付制度：従業員拠出 (IAS 第19号の改訂)」の概要

有限責任 あずさ監査法人 IFRS 本部
シニアマネジャー 浅井 美公子

国際会計基準審議会 (IASB) は、2013 年11月に「確定給付制度：従業員拠出 (IAS 第19号「従業員給付」の改訂)」を公表しました。この改訂により、確定給付制度の正式な規約 (または推定的債務) による従業員または第三者による拠出が勤務に関連するものであって、その金額が勤務年数に連動しない場合の会計処理に、実務上の簡便的な方法が追加されました。

この改訂は、2014 年 7 月1日以降に開始する事業年度から適用することが求められます (IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければなりません)。なお、早期適用は認められます。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



あさ い み き こ
浅井 美公子
有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
シニアマネジャー

【ポイント】

- 「確定給付制度：従業員拠出 (IAS 第19号の改訂)」は、IAS 第19号 (2011年版) で明示された新たな規定の適用上の論点に対応するために、実務上の簡便的な方法を提供するとともに、基準を明確にするものである。
- この改訂により、確定給付制度の正式な規約 (または推定的債務) による従業員または第三者による拠出は、以下のとおり会計処理されることになる。
 - 拠出が勤務に関連する場合、給付の総額を勤務期間に帰属させるのと同じ方法を用いて、負の給付として勤務期間に帰属させることにより、勤務費用の減額とする。
 - 拠出が勤務に関連する場合であっても、その金額が勤務年数に連動しないものは、関連する勤務が行われた期間の勤務費用の減額として認識することができる (実務上の簡便的な方法)
 - 拠出が勤務に関連しない場合、確定給付負債 (資産) の再測定に反映する。
- この改訂は、2014 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度から適用される (IAS 第8号に従って遡及適用しなければならない)。早期適用は認められる。

I IAS 第19号 (2011年版) の改訂の背景

「確定給付制度：従業員拠出 (IAS 第19号の改訂)」は、IASBから2013年11月21日に公表されました。これは、2013年1月1日以降開始する事業年度から適用開始となった2011年に公表されたIAS 第19号 (IAS 第19号 (2011年版)) において追加された、従業員または第三者からの拠出を伴う確定給付制度に関する新たな規定の適用上の論点に対応するものです。

1. 従業員または第三者による拠出を伴う確定給付制度の会計処理

確定給付制度は、企業の拠出によって年金資産が積み立てられることが一般的ですが、制度の中には従業員または第三者にも拠出を求めることにより、企業によるコストの負担を軽減するものがあります。

2013年1月1日に開始する事業年度から適用開始となったIAS 第19号 (2011年版) では、このような従業員または第三者による拠出を、任意の拠出と制度の正式な規約 (または推定的

債務)による拠出とに区別し、図表1のように会計処理することを規定しています。

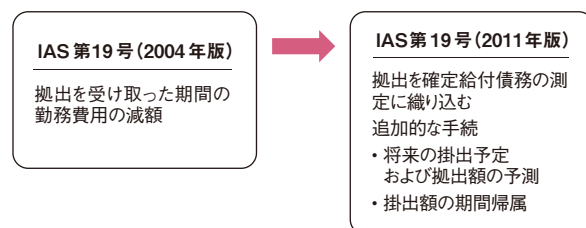
IAS第19号(2011年版)ではまた、第三者による拠出が、企業の給付に係る費用を減少させるか、または補填の権利となるかの検討を、明確に企業に求めています。

図表1 従業員または第三者による拠出の従来の基準に基づく会計処理

拠出の種類	会計処理
任意の拠出	拠出時に勤務費用の減額として処理される
制度の正式な規約(または推定的債務)による拠出	次のいずれかにより会計処理される (a) 拠出が勤務に関連する場合は、負の給付として勤務期間に帰属させることにより、勤務費用を減額する(すなわち、給付の純額を勤務期間に帰属させる)。 (b) 制度資産の損失または数理計算上の差損から生じた積立不足を補填するために拠出が求められている場合、確定給付負債(資産)の純額の再測定を減額する。

これに対して、IAS第19号(2011年版)では前述のように、勤務に関連する従業員または第三者による拠出を確定給付制度債務の測定に織り込むことによって、勤務費用を減額することが明示されました。すなわち、企業は従業員または第三者による将来の拠出予定および拠出額を予測し、これらの拠出を従業員の勤務期間にわたって負の給付として勤務期間に帰属して確定給付制度債務および勤務費用の減額を算定することが要求されます。これにより、企業は複雑で手間のかかる数理計算を行わなければならないことが見込まれます。また、この新たな規定をIAS第8号に従って遡及的に適用するに際しては、制度の設立当初からの従業員拠出の情報も必要になります。何十年も前に設立された古い制度において過去の拠出に関する資料がない場合など、新たな規定を遡及的に適用して確定給付制度債務を算定することは実務上困難なケースも想定されます(図表2参照)。

図表2 勤務に関連する従業員または第三者による拠出の会計処理の移行



2. 適用上の論点

制度の正式な規約(または推定的債務)による勤務に関連する従業員または第三者による拠出を伴う確定給付制度の会計処理に関する新たな規定は、一般的に、その適用が実務上煩雑であると懸念されていました。また、IAS第19号(2011年版)は、従業員または第三者による拠出の勤務期間への帰属方法および実際の拠出額が勤務費用の減額と異なるような場合に関する会計処理に関して明確なガイダンスを提供していないため、新たな規定を実務上どのように適用するのかが定かではありませんでした。

(1) 新たな規定の適用に関する懸念

2004年に公表された、IAS第19号(2011年版)が適用される前のIAS第19号(2004年版)では、補填の権利に関連する第三者による拠出および制度対象の医療費に関する将来の見積りに対して従業員に掛金の支払いを求める雇用後医療制度を除き、従業員または第三者による拠出をどのように処理すべきかに関する規定が明示されていませんでした。このため、勤務に関連する従業員または第三者による拠出は、拠出を受け取った期間の勤務費用の減額として会計処理されることが一般的な実務であり、これらの拠出が確定給付制度債務の測定に考慮されることはありませんでした。

(2) 従業員または第三者による拠出(負の給付)の期間帰属方法

IAS第19号(2011年版)は、負の給付をIAS第19号第70項に従って期間帰属させることを規定する一方で、給付の純額が第70項に従って期間帰属されるという趣旨の記載をしています。また、参照されているIAS第19号第70項は、給付(総額)の期間帰属の方法に関する規定であり、その内容は、給付(総額)の後期の年度における従業員の勤務が初期の年度より著しく高い水準の給付を生じさせる(著しく後加重である)場合を除いては制度の給付算定式に従い、給付が著しく後加重である場合は定額法により給付(総額)を期間帰属させることを要求しています。

期間帰属の方法に関して「負の給付」と「給付の純額」の双方へ言及されていること、および参照された第70項が給付の総額の期間帰属の方法を規定するものであることから、負の給付の期間帰属の方法に関しては、以下3つの解釈が考えられると考えられ、いずれの方法がIAS第19号(2011年版)の意図する方法であるかについては、今回の改定が公表されるまで明確ではありませんでした。

- ① 給付の総額に対して、第70項の「著しく後加重である」か否かの判断を行い、負の給付に給付の総額の期間帰属方法と同じ方法を適用する。

- ② 給付の総額と負の給付に対して別個に、第70項の「著しく後加重である」か否かの判断を行い、それぞれの方法を別個に適用する。
- ③ 給付の純額に対して、第70項の「著しく後加重である」か否かの判断を行い、給付の総額と負の給付の両方に同じ方法を適用する。

(3) 実際掛出額と勤務費用の減額の差異の会計処理

負の給付の期間帰属に、制度の拠出算定式でなく定額法を用いた場合など、実際の掛出額と負の給付として期間帰属させた金額（すなわち、勤務費用の減額）が一致しないケースが生じることが想定されます。しかし、実際掛出額と勤務費用の減額の差異をどのように会計処理するかについてのガイダンスがIAS第19号（2011年版）にはありません。したがって、この差異をどのように取り扱うべきかが論点となります。

なお、実際拠出額と勤務費用の減額の差異の取扱いを明確にするガイダンスは、今回の改訂では追加されませんでした。ただし、勤務費用の減額が実際の拠出額と異なる場合でも、従業員または第三者による拠出は雇用主の債務を増加させることから、拠出額は確定給付債務の増加として取り扱われるであろうというボードの見解が結論の根拠に記載されました。すなわち、実際拠出額と勤務費用の差額は確定給付制度債務として扱われることを示唆していると考えられます。

1. 実務上の簡便的な方法

この改訂により追加された実務上の簡便的な方法は、従業員または第三者による拠出が次のすべての条件を満たす場合に適用することが容認されます。

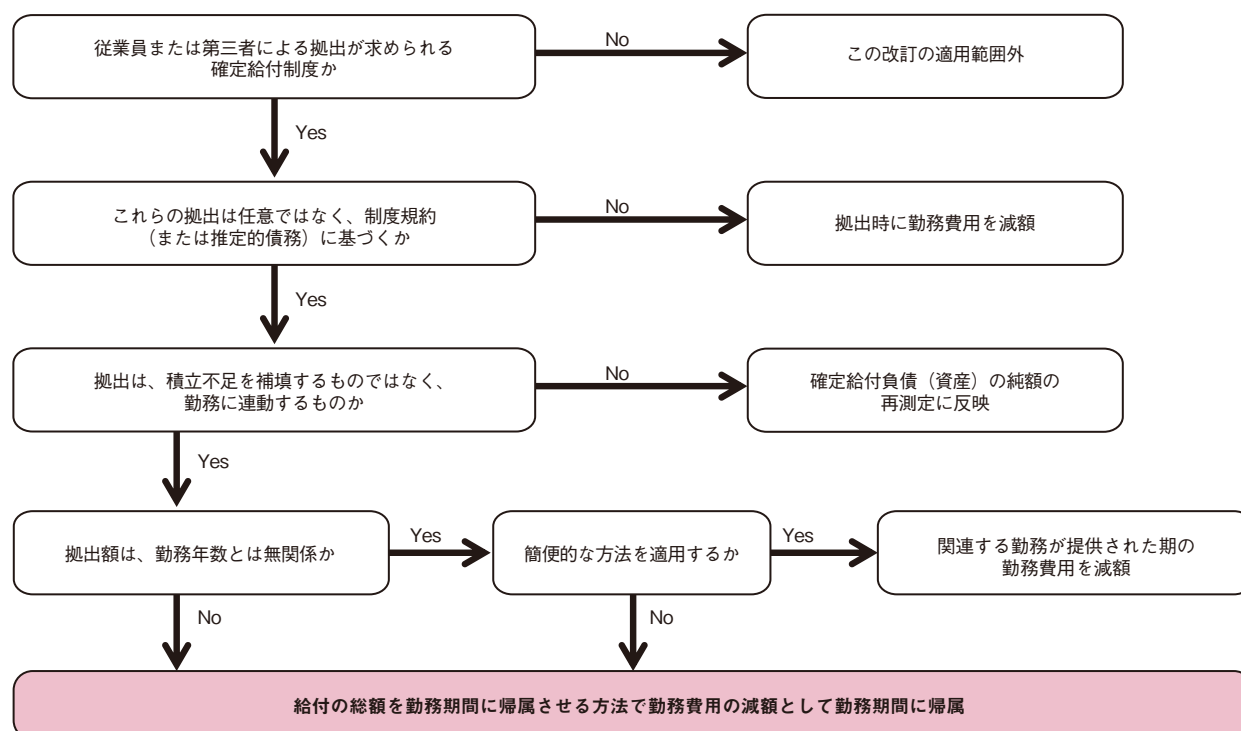
Ⅱ 改訂の概要

- 確定給付制度の正式な規約に示されている（または推定的債務による）
- 勤務に関連する
- 拠出額が勤務年数に連動しない

IAS第19号（2011年版）の適用に伴う、勤務に関連する従業員または第三者の拠出を伴う確定給付制度の会計処理に関する企業の負担を軽減するために、この改訂は、一定の要件を満たす場合にこれらの拠出に関連する勤務を提供した期間の勤務費用の減額とする、実務上の簡便的な方法を提供しています。この改訂はまた、これらの拠出を期間帰属させる方法に関するガイダンスを明確にしています。

この実務上の簡便的な方法を適用する場合、企業は、これらの拠出に関連する勤務が行われた期間の勤務費用の減額として認識することができます（図表3参照）。

図表3 従業員または第三者による拠出の会計処理に関するフローチャート



また、拠出額が勤務年数に連動しないものの例示には、次が含まれます。

- 従業員の給与に一定割合を乗じて算定される拠出
- 勤務期間を通じて固定金額の拠出
- 従業員の年齢に連動する拠出

たとえば、拠出額が入社10年目までは給与の4%、11年目以降は給与の10%で算出されるなど、拠出算定式に勤務年数への参照がある場合は、拠出額が勤務年数に連動するものに分類されます。

2. 従業員または第三者による拠出（負の給付）の期間帰属方法の明確化

勤務に関連する従業員または第三者による拠出の会計処理に、実務上の簡便的な方法が適用できない（または、適用しない選択をした）場合、IAS第19号（2011年版）では、これらの拠出を負の給付として勤務期間に帰属させることにより、確定給付制度債務を測定することが要求されます。この改訂は、拠出の期間帰属の方法について、給付の総額を勤務期間に帰属させるのと同じ方法に従って行うことを明確にしています。すなわち、給付の総額を期間帰属する方法が定額法の場合は定額法で、そうでない場合は制度の拠出算定式に従って負の給付の期間帰属を行うことになります。

Ⅲ 適用日および経過措置

この改訂は、2014年7月1日以降に開始する事業年度から適用されます。ただし、IAS第8号に従って遡及適用することが求められます。また、早期適用は認められますが、早期適用する場合は、その旨を開示することが求められます。

Ⅳ 日本企業への影響

従業員または第三者による勤務に関連する拠出を伴う我が国の制度の拠出額は、勤務年数に連動するものではないことが一般的であると考えられます。たとえば、従業員の標準給与の金額を基に従業員の拠出額が算定される厚生年金基金も、拠出額が勤務年数に関連しないものに分類されることが考えられます。したがって、多くの日本企業がこの改訂の恩恵を受け、実務上の簡便的な方法を適用することが予想されます。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL: 03-3548-5112（代表番号）
azsa-ifrs@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.